

平成 28 年度公益財団法人日本体育協会公認指導員養成講習会 専門科目 開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等において、スポーツに初めて出会う子どもたちや初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導にあたるとともに、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催 公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本テニス協会

3. 主管 公益財団法人大阪体育協会
大阪府テニス協会

4. 実施競技 テニス

5. カリキュラム

(1) 共通科目 35 時間 (通信講座)

(2) 専門科目 40 時間以上 (集合講習 30 時間以上、その他 10 時間以上)

※講習及び試験の免除措置については、公益財団法人日本テニス協会が定める免除基準による。

※免除による詳細は、大阪府テニス協会へお問い合わせください。

6. 開催期日・開催場所・日程

専門科目講習会の日程は、平成 28 年 9 月 10 日 (土)・11 日 (日)・10 月 1 日 (土)・2 日 (日) の「4 日間」とし、場所は「靱テニスセンター」で開催する。

7. 受講者

〈受講条件〉

(1) 受講する年の 4 月 1 日現在、満 18 歳以上の者。

(2) 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、スポーツ教室で実際の指導にあっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。

〈受講者数〉

20 名程度

8. 受講申込み

(1) 受講申込みは大阪府テニス協会を通じて公益財団法人大阪体育協会へ行う。

(2) 受講希望者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、免除該当者は所定の必要書類を添付し、5 月 27 日 (金) までに大阪府テニス協会へ提出する。

9. 受講料

専門科目：27,000 円 (消費税込み)

※免除・資格審査料については別に定める。

※一度ご入金頂いた受講料は、いかなる場合もご返金致しかねますので、ご了承ください。

共通科目：19,800 円 (消費税込み) ※大阪府体育協会を通じて本人に通知後支払う。

10. 受講者の決定

各都道府県体育協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、学校法人日本放送協会学園（NHK 学園）または各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

受講内定後、受講料の支払いを完了したものを受講者として決定する。

原則として、他の本会公認スポーツ指導者資格との同時受講は認めないこととする。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内（受講開始年度を含め4年間）に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

11. 講習・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は、別に定める。

12. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目における検定試験は、通信教育（NHK 学園）課題検定による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査を行う。

(2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。

(3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認指導員養成講習会修了者」として認める。

13. 登録及び認定

(1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、その後、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。

(2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる6か月前までに、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）

14. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

15. 問合せ先

※※大阪府テニス協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀 2-13-1-211

TEL: 06-6459-3783 / FAX: 06-6459-3784 / Email: ota-office@otatenis.jp

平成 28 年度公認指導員養成講習会 受講申込書

大阪府テニス協会

下記の者の平成 28 年度公認指導員養成講習会の受講を申し込みます

1. 受講者氏名：

生年月日：

2. 受講者連絡先住所：

〒 _____

TEL： _____ FAX： _____

携帯： _____ E-mail： _____

3. テニス競技歴／記録：

4. テニス指導歴：

5. 受講理由：

平成 28 年度公益財団法人日本体育協会公認上級指導員養成講習会 開催要項

1. 目 的

地域スポーツクラブ等が実施するスポーツ教室の指導や事業計画の立案などにおいて、クラブ内指導者の中心的な役割を担うとともに、広域スポーツセンターや市町村エリアにおいて、競技別指導にあたる者を養成する。

2. 主 催 公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本テニス協会

3. 主 管 公益財団法人大阪体育協会
大阪府テニス協会

4. 実施競技 テニス

5. カリキュラム

(1) 共通科目 共通科目Ⅰ・Ⅱ (集合講習…14 時間、自宅学習…56 時間)

※各競技合同で都道府県体育協会が主管して実施する。

(2) 専門科目 20 時間以上 (集合講習)

※時間数は競技団体によって異なる。

※各競技別に各都道府県競技団体が主管して実施する。

※共通科目、専門科目それぞれの講習及び試験などの免除措置については、別に定める基準による。

6. 開催期日・開催場所・日程

専門科目講習会の日程は、平成 28 年 9 月 10 日(土)・11 日(日)・10 月 1 日(土) の「3 日間」とし、
場所は「靱テニスセンター」で開催する。

7. 受講者

(受講条件)

(1) 受講する年の 4 月 1 日現在、満 22 歳以上の者で、実施競技団体が定める条件。

(2) 公認テニス指導員資格の保有者。但し「上級指導員飛び級制度」の適用申請者はこの限りではない。

*「飛び級制度」とは「指導員」資格を有していない者が「上級指導員」資格取得のために、「上級指導員養成講習会」を特別に受講することが出来る制度である。

(3) 地域においてスポーツ活動を実施しているクラブやグループ、テニス教室において年齢、競技レベルに応じた指導にあたりるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担っている者。またはこれから中心的な役割を担う者。

(4) 技術レベル程度は、基礎技術と応用技術において方向・回転・距離・スピードの安定したコントロールが出来る。

(受講者数)

20 名程度

8. 受講申込み

- (1) 受講申込みは大阪府テニス協会を通じて公益財団法人大阪体育協会へ行う。
- (2) 受講希望者は、所定の受講申込書に必要事項を記入し、免除該当者は所定の必要書類を添付し5月27日(金)までに大阪府テニス協会へ提出する。

9. 受講料

共通科目：共通科目Ⅰ＋Ⅱ 15,120円(消費税込み)

共通科目Ⅰ＋Ⅱ講習免除者は11,040円(消費税込み)

共通科目Ⅰ免除者は8,640円(消費税込み)

専門科目：27,000円(消費税込み)

※一度ご入金いただいた受講料は、いかなる場合もご返金致しかねますのでご了承ください。

※免除・資格審査料については別に定める。

10. 受講者の決定

各都道府県体育協会から提出された申込書などの関係書類に不備がない者を受講者として内定し、各都道府県体育協会を通じて本人に通知する。

(1) 受講有効期限

受講者は原則として受講有効期限内(受講開始年度を含め4年間)に共通科目と専門科目のすべてを修了しなければならない。

なお、期限内に修了しない場合は、その時点で受講者としての権利をすべて喪失するが、専門科目講習会が有効期限内に実施されない場合はこの限りではない。

(2) 受講取消し

受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、本会指導者育成専門委員会で審査し受講が取り消される。

11. 講習・試験の免除

(1) 講習会・試験の免除

既存資格及び本会免除適応コースの履修等により講習・試験の一部または全部を免除することができる。

(2) 講習会の免除

中学校教諭または高等学校教諭の保健体育一種免許状または保健体育専修免許状保有者は、共通科目Ⅰ・Ⅱの集合講習会を免除とし、自宅学習を行い、検定試験のみを受験する。なお、受講申込時に免許状の写しが必要となる(受講料については9. 受講料参照)。

12. 検定・審査

講習に基づく、検定・審査は、共通科目と専門科目に区分して実施する。

- (1) 共通科目における検定試験は、筆記試験による判定とし、本会指導者育成専門委員会において審査する。
- (2) 専門科目における検定は、技能検定を主体に筆記試験などを加えた総合判定とし、各中央競技団体指導者育成担当委員会において審査する。
- (3) 共通科目、専門科目のいずれもの検定に合格した者を「公認上級指導員養成講習会修了者」として認める。

13. 登録及び認定

- (1) 共通科目及び専門科目の検定に合格し、指導者登録（登録申請書の提出及び登録料の納入）を完了した者に、本会公認上級指導員「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (2) 登録による公認資格の有効期限は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限が切れる6か月前までに、本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
（ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる）
- (3) 過去に何らかの公認スポーツ指導者資格を取得し現在その資格が有効期限切れになっている場合、本養成講習会を修了しても上級指導員資格を登録できない場合があるため注意すること。

14. その他

本講習会受講に際し、取得した個人情報、本会及び各都道府県体育協会、各中央競技団体、各都道府県競技団体が本講習会の受講管理に関する連絡（資料の送付等）及び関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

15. 問合せ先

※大阪府テニス協会

〒550-0003 大阪市西区京町堀 2-13-1-211

TEL: 06-6459-3783 / FAX: 06-6459-3784 / Email: ota-office@otatennis.jp

平成 28 年度公認上級指導員養成講習会 受講申込書

大阪府テニス協会

下記の者の平成 28 年度公認上級指導員養成講習会の受講を申し込みます

6. 受講者氏名：

生年月日：

7. 受講者連絡先住所：

〒

TEL： _____ FAX： _____

携帯： _____ E-mail： _____

8. テニス競技歴／記録：

9. テニス指導歴：

10. 受講理由：